

# 被扶養者認定に必要な添付書類一覧 ※書類は最新のもので、すべて写し可

※別居の場合は、「別居のときに必要な添付書類一覧」に記載されている必要書類を提出してください。

●「被扶養者(異動)届」「被扶養者調査票」「住民票」に下記の確認①②③それぞれ該当する書類を添付し、事業所健保窓口経由で健保組合へ提出してください。(ただし、確認①と②が同じ書類となる場合は1部で可)

		配偶者	18歳(高校生は除く)以上の子	父母・祖父母	義父母・義祖父母	その他家族(三親等内の親族)
確認①	申請事由	◆被保険者資格取得(入社) ⇒なし(確認②へ)				
		◆結婚 ⇒「婚姻届受理証明書」または「戸籍謄(抄)本」	◆今まで扶養していた者の収入減少 ⇒「今まで扶養していた者の収入を確認できる書類」			
		◆退職して無収入になった⇒「退職日を確認できる書類」(離職票・退職時の源泉徴収票・退職証明書・辞令(公務員)等)	◆退職後、雇用保険(失業等給付)の受給が終了した⇒「雇用保険受給資格者証」(「第1面」と「支給終了」の印字のある面)			
		◆収入が減少した(雇用契約が変わり健康保険被保険者資格を喪失)⇒「健康保険被保険者資格喪失証明書」	◆自営業を廃業した⇒「廃業届」(注4)			
確認②	収入なし	◆収入なし(所得証明書に金額が計上されない場合)(注5) ⇒「所得証明書」等(注6)				
		◆以前収入があり所得証明書に金額が計上される場合(注5) ⇒「現在その収入がないことを確認できる書類」(以下◇参照) ◇雇用保険(失業等給付)を受給終了⇒「雇用保険受給資格者証」(「第1面」と「支給終了」の印字のある面) ◇出産病気の理由で雇用保険(失業等給付)を受給延長⇒「受給期間延長通知書」 ◇雇用保険(失業等給付)の受給資格はあるが受給しない⇒「離職票1・2」にハローワークで不該当印が押印されたもの ◇雇用保険(失業等給付)の受給資格なし⇒「資格喪失確認通知書」(離職票交付希望:2無のもの)または「手続きがされていない離職票1・2」 ◇雇用保険に未加入⇒「退職時の源泉徴収票」(社会保険料等の金額が無)または「退職証明書」(雇用保険未加入の記載有)または「最終勤務月の給与明細書」(雇用保険料の控除が無)＋「退職日を確認できる書類」(退職時の源泉徴収票・退職証明書・辞令(公務員)等) ◇雇用保険(失業等給付)の受給期間満了(手続きをせず退職から1年以上経過した)⇒「手続きがされていない離職票1・2」 ◇自営業を廃業⇒「廃業届」(注4)				
確認②	収入あり	* 給与や年金等複数の収入がある場合は、全ての収入書類を提出してください				
		◆給与収入(パート・アルバイトも含む) ⇒「給与明細書」(最新3ヵ月分)または「雇用契約内容証明書」 ※通勤交通費・賞与を含む税金等控除前の月収が確認できるもの	◆年金収入 ⇒「振込通知書」または「支払通知書」または「裁定通知書」または「源泉徴収票」 ※氏名と金額が確認できるもの	◆傷病手当金 ⇒「支給決定通知書等金額を証明する書類」		
確認③	同居	◆なし(確認①・確認②の書類のみ)				
		◆「別居のときに必要な添付書類一覧」に記載されている必要書類	同居が条件のため認定不可			◆「別居のときに必要な添付書類一覧」に記載されている必要書類 ◆孫・兄・姉・弟・妹以外の場合 ⇒同居が条件のため認定不可
		配偶者	18歳(高校生は除く)以上の子	父母・祖父母	義父母・義祖父母	その他家族(三親等内の親族)

- 注意事項**
- 住民票は「世帯全員分・個人番号以外省略なし・発行から3ヵ月以内のもの」を提出してください。なお、住民票が日本にない場合(留学や海外赴任帯同)は「国内居住例外事由該当届」と必要書類も提出してください。
  - 申請時点で国民健康保険や他健保の被扶養者として加入されている場合は、上記添付書類と併せて申請する家族の「健康保険証の写し」を提出してください。また、任意継続被保険者の資格を喪失した場合は「資格喪失証明書」を提出してください。
  - 子を申請する場合で配偶者を扶養に入れたいときは「夫婦共同扶養状況届」と必要書類も提出してください。(配偶者が既に扶養に入っているときは不要)
  - 「確定申告書」「廃業届」は、税務署の収受印があるものを提出してください。(e-Taxの場合は受付日時、受付番号の表示があるもの)
  - 「所得証明書」等には前年(1/1～12/31)の収入が記載され、毎年6月以降に最新(前年分)のものが入手できます。例:令和元年12月に退職し令和2年1月に最終給与をもらった場合、令和3年6月以降に入手できる「所得証明書(令和2年分)」にはその金額が計上されます。
  - 「所得証明書」等とは1/1時点で居住していた市区町村で発行(取得にかかる費用は個人負担)の、「所得証明書」「課税証明書」「非課税証明書」のことをいいます。
  - 所定の添付書類が揃っていても、扶養状況が確認できない場合は、別途追加書類を提出していただくことがあります。